

## 三島市教育委員会職員の障がい者活躍推進計画

機関名	三島市教育委員会
任命権者	三島市教育委員会
計画期間	<p>○令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。</p> <p>○なお、計画期間内においても、毎年度の取組状況等を点検し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>
三島市における障がい者雇用に関する課題	三島市教育委員会においては、特例認定を受け三島市（市長部局）と合算して障がい者である職員の任免に関する状況の通報を行っている。法定雇用率が上回っていることから、障がい者に限定した募集・採用は行っていないが、令和3年4月1日までに法定雇用率の2.6%へ引き上げが予定されているため、障がい者雇用を積極的に行っていくとともに、障がいのある職員が一層活躍できるよう、環境整備や人事管理等の体制づくりを積極的に行っていくことが必要である。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>※三島市（市長部局）と合算した数値</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.73%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	障がいのある職員の定着を促進し、不本意な離職者を生じさせない  <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。</p> <p>○「障がい者活躍推進のための庁内検討委員会」を設置（障がい者活躍推進計画を策定している各任命権者と共同設置）し、障がい者活躍推進計画の取組状況の点検、見直し等を行う。</p> <p>○職員本人や職場で支援を行う管理監督者等の相談窓口を、教育委員会内や市長部局の人事課等に整備し周知する。また、必要に応じて、産業保健師等とも連携を図る。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、静岡労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○厚生労働省障害者雇用対策課又は静岡労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</p>

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用又は人事異動その他定期的に面談を行い、障がい特性・能力等を把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、職員の業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、職員が能力を有効に発揮し活躍できるよう業務の割り振り等の検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○職員からの要望を踏まえ、就労支援機器の導入や作業マニュアル等の作成など職場環境の改善のための検討を行う。
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がい排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul> <p>○採用選考に当たり、障がい者への配慮事項を確認し、障がい特性に配慮した選考を行う。また、配慮事項を試験案内等へ明記する。</p>
(3) 働き方	<p>○年次有給休暇等の各種休暇の取得を促進する。</p> <p>○会計年度任用職員の採用の際には、勤務時間の設定等、柔軟な対応を行う。</p>
(4) キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、階層別研修や専門研修、実務研修等の教育訓練を実施する。</p> <p>○研修等の受講の際には、受講者に配慮事項を確認し、手話通訳者や要約筆記者の配置など必要な配慮を行う。</p>
(5) その他の人事管理	<p>○年2回の所属の管理監督職との面談の設定及び必要に応じて隨時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○職員からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職務の選定、職場環境の整備、支援の実施等、必要な配慮を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○各年度に策定される「三島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に定められた障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標を、三島市全体として上回るよう努める。</p>